

コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について

平成20年10月14日

(社)電子情報技術産業協会

著作権専門委員会 委員長 亀井 正博

1. 技術的な制限手段の回避規制に対する基本的な考え方

第7回専門調査会で配布、公表されている資料1に対する個別的な意見に先立ち、まず技術的な制限手段の回避規制の在り方について、基本的な考え方を申し述べることにしたい。

デジタル化・ネットワーク化が進展する中、著作物を含むコンテンツを、意図せざる利用等から技術的に保護することが、コンテンツのクリエイター、および提供事業者等、関係の産業にとって重要であることは論を俟たない。いわゆるWIPO著作権条約において、技術的保護手段の回避規制にかかる義務や、権利管理情報の改ざん等の規制にかかる義務が規定されたことは、その重要性を裏打ちするものと解することができる。

しかしながら、技術的な制限手段の回避を法的に規制するに際しては、その規制がもたらす様々な影響にも目を向けて、具体的制度設計だけでなく、そもそも規制の導入の是非から慎重に検討することが不可欠である。

この点に関して、平成11年に著作権法及び不正競争防止法が改正されたが、このうち不正競争防止法の改正に際して示された「問題解決のための市場ルール作りがかえってコンテンツ提供業者の利益や利用者の利便性を損なったり、情報技術の進展を阻害したりすることのないよう配慮する」¹とし、「必要最小限の規制内容にとどめる」¹とした考え方が、引き続き今日においても妥当すると考える。

情報通信技術が進展し、普及した中で、様々な情報機器を通じて国民が情報を取得・獲得する機会を確保することの重要性・必要性は高まっており、技術的な制限手段とりわけアクセス・コントロールの回避を規制することが、情報へのアクセスを技術的にコントロールする行為を法が奨励することとなることの妥当性をよく検討する必要があるのではないかと考える²。

このような認識と前回制度導入時に示された基本的考え方を前提とすれば、「コンテンツの技術的な手段の回避に対する規制の在り方」をそもそも今の時点で検討することが必要かどうかについては、後述のとおり、現在生じているとされる被害に対する現行制度の有用性を見極め、十分慎重に判断することが必要であると考えられる。

2. 「現状等」と現行法制の有用性

第7回会合 資料1において、技術的な制限手段の回避にかかる問題について「現状等」

¹ 産業構造審議会知的財産政策部会デジタルコンテンツ小委員会及び情報産業部会基本問題小委員会デジタルコンテンツ分科会合同会議報告書「コンテンツ取引の安定化・活性化に向けた取り組みについて」(平成11年2月3日)、II. 政策目標(本合同会議での検討の視座) 2. バランスのとれた競争秩序の形成、及びIII. コンテンツの管理技術の無効化に関する法的規制の在り方について 2. 対応に当たっての基本的考え方(5) 結論、を参照。

² 米国著作権法(DMCA)第1201条(a)(1)(C)は、そのような点に配慮したものと考えられる。

として、いくつかの例が紹介された（1.（3））。これらは、①現在の法制度下で係属中の民事訴訟の実例であり、最終的な判断が待たれるところであって、現行の不正競争防止法の規律が実効的でないと判断されたわけではないもの³、②現行の法制度（著作権法・不正競争防止法）による対応が相当程度可能であると考えられるもの⁴、③サービスの方向性を述べるのみで、何らかの被害が生じているわけではなく、現行法制度以上の規制が必要であるかの評価には相応しくないとされるものが並べられている。

現行法制度では対応が不十分であると確定的に評価されてはいないにもかかわらず、また、そのように評価するために必要な被害実態を取り上げているわけでもなく、脆弱な前提をもとに「規制を強化すべきではないか」との方向性を提起することは不適切と考える⁵。

3. 立法検討の際の留意点

アクセス・コントロールの回避を規制することが、情報へのアクセスを技術的にコントロールする行為を法が奨励することとなることの妥当性、いわゆる「知る権利」の確保との関係については、特に慎重な検討がなされるべきと考える。

また、事業者間の公正な競争を目的とする不正競争防止法において、「回避行為」自体を規制の対象とすることの当否、あるいは、著作物へのアクセスを排他的権利とはしていない著作権法において、アクセス・コントロールの「回避行為」を規制の対象とすることの当否など、根本的な課題にも留意する必要がある。

なお、仮に不正競争防止法における規制を考える場合に、我が国の科学技術発展を目指し、本専門調査会において提言され、先の文化審議会著作権分科会の中でも中間まとめとして報告されているリバース・エンジニアリング時の権利制限および研究開発における情報利用の際の権利制限、または包括的権利制限（いわゆる日本版フェアユース規定）等の著作権法が許容する権利制限規定に基づく利用行為が、当該規制により事実上、できなくなる可能性があることの是非についても配慮が必要であると考えられる。

³ なお、不正競争防止法に基づいて、ケーブルテレビ事業者がいわゆる違法チューナーの輸入・販売業者に対し、その輸入・販売及び廃棄を求めたところ、これを認める仮処分命令が出された例もある。（東京地裁平成17年1月31日決定）

⁴ この例示は、参考資料2にある（社）日本映像ソフト協会の意見に基づくものと思われるが、同意見の問題にする、コピー・コントロールとアクセス・コントロールを重畳的に施すものについては、文化審議会著作権分科会は、「DVDビデオにおいて、CSSだけではなくCGMSやマクロビジョンを付加することで、コピーコントロール機能の付加を行っている例もある。そのような場合には、コピーコントロールの回避に関しては、著作権法における技術的保護手段の規制が及ぶと解すべきである」（著作権分科会法制問題小委員会報告書平成17年12月）としているのであり、アクセス・コントロール技術の回避規制が必要であるとの被害実例とはならない。

⁵ 平成11年に法改正が行われた際には、その当時に現存あるいは近未来に登場すると見込まれる管理技術の仕様を前提として、著作物・コンテンツに保護・制限のための信号を付する方式（著作権法・不正競争防止法）、著作物・コンテンツを暗号化する方式（不正競争防止法）が保護される技術とされた（脚注1の合同会議報告書Ⅲ. コンテンツの管理技術の無効化に関する法的規制の在り方について3. 法制化の具体的内容（3）管理技術、を参照）。技術的観点からも、当時の制度設計を殊更に見直すべき事情・状況は存しないと考えるべきではない。

4. 結論

以上より、技術的な制限手段、とりわけアクセス・コントロールの回避規制に関する新たな立法の必要性の有無については、被害があると主張される事象に対して現行法制度（著作権法・不正競争防止法）がどの程度有用かを適切に見極める必要があるものとする。また、仮に新たな法的措置を検討する場合であっても、「知る権利」や他の法律により許容されるべき行為への影響も考慮し、十分慎重に検討すべきであるとする。

以 上